

調査の説明

1 調査の目的

県内の企業のうち調査対象とする規模の事業所における福利厚生・休暇制度を始め労働条件や職場における労働環境を調査し、事業所に提供することにより、労使間における労働問題の解決への支援とするとともに、勤労福祉行政の推進に係る基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象等

(1) 対象事業所

県内に所在する日本標準産業分類（平成25年10月改定）の大分類が、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）に属し、常用従業者数10人以上300人未満の事業所

（ただし、経営組織が個人経営、独立行政法人、法人でない団体を除く。）

(2) 対象事業所数

2,000事業所

(3) 調査方法

郵送による

(4) 調査項目

- ① 事業所の現況等について
- ② 常用従業者の状況について
- ③ 労働時間・休日休暇、研修制度等について
- ④ 新規学卒者の採用について
- ⑤ 定年制・退職金制度等について
- ⑥ 仕事と家庭の両立支援について
- ⑦ ワーク・ライフ・バランスの取組について
- ⑧ 男女共同参画の取組について
- ⑨ 有期雇用契約社員（フルタイム労働者とパートタイム労働者）について

(5) 調査時点

平成28年7月31日現在

3 調査票集計状況

回収数 861事業所（回収率43.1%）

集計数（有効回答数） 796事業所（有効回答率39.8%）

4 利用上の注意

(1) 地域区分

① 北勢地域

桑名市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・いなべ市・桑名郡・員弁郡・三重郡

② 中南勢地域

津市・松阪市・多気郡

③ 伊勢志摩地域

伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡

④ 伊賀地域

伊賀市・名張市

⑤ 東紀州地域

尾鷲市・熊野市・北牟婁郡・南牟婁郡

(2) 主な用語の説明

① 常用従業者

次のいずれかに該当する者で、事業主は除く。

- ・期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。
- ・日々、又は1ヶ月以内の期間に限って雇われた人のうち、前2ヶ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者。
- ・事業主の家族で、その事業所に常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。
- ・取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。

② パートタイム労働者

1週間の所定労働時間が同一の事業所において同種の業務に従事する通常の労働者よりも短い労働者。

③ 所定労働時間

事業所の就業規則等で定められた労働時間で始業時刻と終業時刻の間から休憩時間を除いた時間

④ 所定外労働時間

早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤等、所定労働時間を超えた労働時間

⑤ リフレッシュ休暇制度

週休、夏季休暇、その他毎年付与する休暇以外で、職業生涯の節目節目に従業員の心身のリフレッシュを図ることを目的とした有給の休暇

⑥ ボランティア休暇制度

社会貢献の一環として、従業員がボランティア活動を行う際に付与される休暇

⑦ 夏季特別休暇

従業員を一斉に休ませる夏季休業とは異なり、夏季の一定期間に取得できる有給の休暇

⑧ 配偶者特別休暇

配偶者が出産した場合に、男性従業員が配偶者の出産時の付き添いや出生届など出産に伴う諸般の行為を行うために取得できる有給の休暇

⑨ 教育訓練休暇

事業所が従業員の資格取得や技術を身につけることを目的として付与する有給の休暇

⑩ 勤務延長制度

定年年齢に達した者をただちに退職させることなく、引き続き雇用する制度

⑪ 再雇用制度

定年年齢に達した者をいったん退職させ、あらためて雇用する制度

⑫ 初任給

通常の勤務をした新規学卒採用者（新卒扱いを含む）の所定内賃金から通勤手当を除いた額で、4月以降に賃金改定を行い、初任給もさかのぼって改定された場合は改定後の額。日給の場合は各事業所の平均的な勤務日数により月額に換算したもの。

⑬ 中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済法に基づく退職金制度

⑭ 特定退職金共済制度

市区町村（特別区を含む）、商工会議所、商工会、退職金共済事業を主たる目的とする公益法人等が、税務署長の承認を受けて行う共済制度

⑮ フレックスタイム制度

日、週、月等の一定期間の総労働時間を定めておき、労働者が各日の始業及び終業時刻を選択して働くことを可能にする制度

⑯ 在宅勤務制度

情報通信機器を活用して在宅形態で自営的に行われる働き方のうち、請負的にサービス提供を行うもの等をいう。

⑰ 短時間勤務制度

通常の所定労働時間より短い所定労働時間を設定することをいい、労働基準法に規定する「育児時間」の利用は含まない。

⑱ 変形労働時間制

就業規則等により一定期間における1日の労働時間と平均週労働時間が法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超えなければ、特定の日、特定の週の所定労働時間が法定労働時間の枠を超えていても、法定労働時間の枠を超えたとの取扱いをしない制度

⑲ 裁量労働制

業務の性質上、その遂行方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があるため、業務遂行の手段や時間配分の決定などについて、使用者が具体的な指示をしない就業形態

⑳ ポジティブアクション

過去の雇用慣行や性別による役割分担などが原因で男女労働者間に事実上生じている格差の是正を目的として行う措置